

広島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和六年四月二十五日までの間、縦覧に供する。

令和六年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野海田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡海田町南大正町二三四番一地先から 安芸郡海田町日の出町二二三一番一地先まで		四〇・〇〇 四三・〇〇	二五・〇〇		
	四五・〇〇 五五・〇〇	二五・〇〇		拡張	